

議案第50号

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する
規程の一部を改正する規程について

上記の議案を提出する。

2021年3月31日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、町田市立図書館設置条例の改正に伴い、町田市教育委員会が所管する教育施設の指定管理者の選考及び評価に関する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、改正するものです。

別紙のとおり、町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程を一部改正したい。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

町田市立図書館設置条例の改正に伴い、町田市教育委員会が所管する教育施設の指定管理者の選考及び評価に関する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させるため、改正するものです。

2 改正内容

町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の庶務に関する事務を総務部総務課長に補助執行させる規定を加えます。(別表第2関係)

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程の一部
を改正する規程

町田市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規程（平成15年3月町田市教育委員会規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後			改正前		
別表第2（第3条関係）			別表第2（第3条関係）		
	補助執行させる事務	補助執行させる職員		補助執行させる事務	補助執行させる職員
略	略	略	略	略	略
5	<u>委員会が所管する教育施設の指定管理者に係る事務のうち、町田市教育委員会指定管理者候補者選考委員会及び町田市教育委員会指定管理者管理運営状況評価委員会の庶務に関すること（委員の委嘱に関するものを除く。）。</u>	<u>総務部総務課長</u>			

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。